

別添1：所得税法上の取扱いとの相違点

	健康保険の被扶養者	所得税法上の扶養親族
呼名	被扶養者	①控除対象配偶者 ②扶養親族
対象者	主として被保険者の収入により生計を維持する者	居住者と生計を一（いつ）にするもの
親族の範囲	①直系尊属、配偶者（内縁含む）、子、孫及び兄弟姉妹 ②被保険者と同一の世帯に属する三親等内の親族 ③内縁の配偶者の父母及び子で被保険者と同一の世帯に属する者	①民法の規定による配偶者 ②配偶者以外の親族（六親等内の血族及び三親等内の姻族）又は都道府県知事から養育を委託された児童（里子）や市町村長から養護を委託された老人であること
収入限度額	年間収入額 = 130万円未満 ただし、 ①被扶養配偶者を除く19歳以上23歳未満の者は150万円未満 ②60歳以上の者又は障害厚生年金受給権者に該当する程度の障がい者は180万円未満 * 恒常的な収入は全て収入とみなし、事業収入については税法上の所得額をもって収入額とみなす。 ※非課税である「遺族年金・障害年金」を含む。	年間所得金額 = 48万円以下 ただし、遺族年金、源泉分離課税の適用を受けた利子所得・配当所得、株式等の譲渡による所得は含まない。 * 給与収入だけの場合は収入が103万円以下 * 公的年金だけの場合は収入が158万円以下 (65歳未満は108万円以下)
収入の考え方	事実発生日時点に得る金額が向こう1年間も続くであろうとする推計収入（見込み額） 事実発生日時点の収入が108,334円/月（130万円÷12）未満が収入限度額	前年1月から12月までの合計所得（確定金額）
扶養制度を受けると	<ul style="list-style-type: none"> NTT健康保険組合における各種給付を受けることが出来る 保険料はかかるない 	<ul style="list-style-type: none"> 所得から控除を受けることが出来る配偶者 ⇒ 配偶者控除、配偶者特別控除 親族 ⇒ 扶養控除